

**令和5年度**

**三好丘旭行政区  
第33回定期総会資料**

**日時：令和6年3月24日(日)14時～**

**場所：おかよし交流センター**

※ 出席者は、当日会場にこの資料をお持ちください。

この資料はホームページにも掲載します。



# 総会次第

- 1 開会
- 2 区長挨拶
- 3 開会宣言
- 4 来賓挨拶
- 5 議長・書記選出
- 6 議事
  - ・第1号議案 令和5年度事業報告
  - ・第2号議案 令和5年度決算報告  
令和5年度監査報告
  - ・第3号議案 規約改正（案）
  - ・第4号議案 令和6年度役員選出（案）
  - ・第5号議案 令和6年度事業計画（案）
  - ・第6号議案 令和6年度予算（案）
- 7 議長・書記解任
- 8 新役員挨拶
- 9 閉会宣言

# 第1号議案 令和5年度事業報告

担当部	事業名・日時	事業内容	参加者および担当者
防犯	自主防犯パトロール 4月～5月（第2土）	行政区内の夜間防犯パトロールを実施 ※6月以降は青色灯パトロールへ統合	見まわり隊 行政区役員
	防犯パトロール 随時	ワンワン隊、お散歩隊、子ども見守り隊、 マイカー隊、見まわり隊	パトロール隊全員
	青色灯パトロール 4月～3月（毎週土）	行政区内を青色回転灯装着車両により 夜間防犯パトロールを実施	区長、青パト隊 防犯・防災部
	年末特別警戒出発式 12/18(月)	全市の年末特別警戒出発式に参加	区長、青パト隊
防災	三好丘コミュニティ合同 拠点防災訓練 9/3（日）	三好丘コミュニティ（三好丘・三好丘旭）で 合同の防災訓練を実施	三好丘・三好丘旭 行政区役員の皆様 約60名参加
	<p style="text-align: center;">自宅 ↓ 旭集会所 ↓ 三好丘小学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災倉庫の確認</li> <li>・ 避難経路での危険箇所確認</li> <li>・ 本部で名簿記入、安否状況・危険箇所を報告</li> <li>・ 訓練や体験など 簡易トイレ・ファミリーテント組立 防災セミナー 保存食・水配布 等</li> </ul>	
交通安全	春の交通安全運動 5/11(木)～20(土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立哨対象交差点（ファミリーマート東、丘中東、 4丁目、刑務所東南角）</li> <li>・ 立哨活動と通学路での街頭指導</li> <li>・ 立哨時間 7:30～7:50</li> </ul>	参加者： 旭行政区役員 いきいきクラブ Jrクラブ役員 子ども会役員 環境設備委員 児童厚生員 市議会議員、事務員
	夏の交通安全運動 7/11（火）～7/20（水）		
	秋の交通安全運動 9/21(木)～30(土)		
	年末の交通安全運動 12/1(金)～10(日)		
環境美化	ごみゼロ活動 5/7(日)、11/12(日)	・ 各組で区内全域清掃実施	約1,100名
	年末大掃除	集会所、旭の家 12/17（日）	役員・四役
	資源ごみ回収事業	・ アルミ缶、ペットボトル、蛍光灯の回収	事務員
女性 消防団	女性消防団任命式 4/2(日)	任命式及び合同訓練 ・ 市役所	女性消防団2名
	女性消防団総会 4/10(月)	総会、年間行事説明 ・ 市役所	
	総合訓練 5/16(火)	訓練礼式、消火器取り扱い、三角巾講習 トラッキング火災・天ぷら火災実験 ・ みよし消防署	
	前期研修 6/27(火)	基地内見学等 ・ 春日井駐屯地、高蔵寺まなびと交流センター	
	救命救急講習 8/18(金)～8/20(日)	普通救命講習、修了証を取得 ・ みよし消防署	

担当部	事業名・日時	事業内容	参加者および担当者
	非常食試食会 9/26(火)	様々な非常食の試食とアンケート回答、 非常時を想定したカップ麺やアルファ米の食べ方実践 余ったアルファ米の自宅での食べ方の実践 ・サンライブ調理室	
	防火パトロール 11/17(金)	女性消防団車両で啓発文を放送しながら、市内を巡回 ・東山、福谷など市内	
	中期研修 12/7(木)	中部ライフガードTEC2023の見学 ・ポートメッセ名古屋	
	ふれあい防火教室 9/19(火)、10/18(水)、 11/8(水)、12/19(火)	防火・防災に関する紙芝居の読み語り、「防火の誓い」唱和等 園児が放水体験する際の防火服の着脱の手伝い ・桃山幼稚園、天王保育園、わかば保育園、ベル三好幼稚園	
	防災講演会 12/16(土)	講師：歌う防災士柳原志保 「目からウロコ!?!の安心術」 ・日進市民会館大ホール	
	年末夜警パトロール 12/25(月)	年末夜警パトロール 市長訓示 ・福谷分団詰所前	
	消防団出初、観閲式 1/7(日)	みよし消防団出初、観閲式参加 ・南部コミュニティ広場	
	後期研修 2/1(木)	地震対策、浸水対策等を見学 ・水の歴史資料館、名古屋大学減災館	
	女性消防団臨時総会 3月	会計報告、事業報告等 ・市役所	
レク部	夏祭り 7/22(土)	・旭グラウンドで開催 ・棒の手保存会による演技 ・子どもコーナー(各種ゲーム) ・外部キッチンカーを取り入れた飲食物の提供 ・来場者による盆踊り、いいじゃん踊り ・大抽選会(協賛：グランパス球団・宮城野部屋)	約 3,000名 来賓：小山市長、林県議 渡邊市議 役員、いきいきクラブ 子ども会、ジュニアクラブ ボランティア、事務員 警備員
	敬老祝賀記念品贈呈	・ 7/17~8/3 記念品希望調査 ・ 9/9~ 希望者へ記念品順次発送	記念品贈呈対象者  324名
体育部	みよし市地区対抗 ソフトボール大会 予選：6/4(日) 決勝：6/11(土)	今年も旭ソフトボール同好会のメンバーを中心に、 2年連続の優勝を目指し挑みましたが、 残念ながら予選敗退となってしまいました。	参加者20名 内役員7名
	みよしスポーツ祭 10/8(日)	昨年に引き続き、組長が旭チームとして玉入れに 参加した。入賞は逸したものの、チーム一丸で 熱戦を楽しんだ。サッカーや野球の一流選手を 招くなど大会内容も工夫・変化しているが、地区の 年齢構成なども変化する中で、参加する意義のある イベントにしていく必要がある	参加者41名 内役員20名

担当部	事業名・日時	事業内容	参加者および担当者
	スタンプラリー ※三好丘との合同行事  開催11/12(日)	三好丘行政区との共同事業としてスタンプラリーを開催。今回もごみゼロ活動後に実施することで一般の方が参加しやすいよう配慮。丘・旭のコミュニティから600名あまりが参加した。ゴール後の抽選会も盛り上がり楽しい一日となった。	600名+α 旭270名 丘330名
	みよし市駅伝大会 1/28(日)	本年度も参加希望者がなかったため、旭行政区からの参加はなし。	
	区民親善ポッチャ大会 2/18(日)	昨年に引き続き旭行政区独自行事として実施。昨年を上回る全組105名・22チームが参加し、組対抗として実施。子供からお年寄りまで幅広い層が参加し、輪投げや敗者戦も行い、活発で楽しいイベントとなった。	参加者105名 内役員20名
広報部	行事記録 (写真、ビデオ撮影編集)	・防犯パトロール、交通安全運動、環境美化運動、ソフトボール大会、夏祭り、いいじゃん祭り、防災訓練、文化祭、ポッチャ大会 など	広報部 2名
	旭だより作成 (計12回 258号～269号)	・ 区長から皆様へ、いきいきクラブだより、子ども会情報、児童厚生員だより、各種行事案内・結果報告、地域情報 など	広報部 2名 役員
文化部	三好いいじゃんまつり 8/19(土)	・三好丘旭から「旭ファイターズ」として、35名参加。 ・練習毎週土曜日(8回)夏祭りにいいじゃん踊りで参加 ・文化部員も踊りに参加 ・手作り衣装(キツネ耳・しっぽ) 蛍光オレンジTシャツで参加	・踊り手 35名 ・スタッフ 17名
	行政区文化祭 10/28(土)、10/29(日)	・作品展示のみ実施 (作品数113点、出品者数75名、大人31名、小人44名)  【展示内容】 ・絵画・編み物・刺繍・手芸・書道・掛け軸・絵手紙 ・工作写真・パッチワーク・ハーバリウム・トールペイント ・己書・写真・木彫り・プラモデル・模型・スノードームなど ・餅つき実演 ・鬼まんじゅう販売 ・文化部員も作品展示	来場者 1日目 49名 2日目 111名
	三好ヶ丘駅前 イルミネーション 12/10(日)～1/14(日)	・ペットボトル作成(打合せ後や文化祭終了後、など) ・12/10(日) ツリー組立 ・12/17点灯式(17:30～) 県議、市議、市長、各区長参列 ・1/14(日) ツリー撤去	

担当部	事業名・日時	事業内容	参加者および担当者
その他	交通安全立哨 4・7・9・12月 春の研修旅行 5月18日(木) いきいき寄席 6月1日(木) 秋の研修旅行 9月8日(金) ポッチャ・輪投げ大会 9月14日(木) 社会福祉の日(旭の家の清掃) いきいきクラブ芸能発表会 行政区の行事のスタッフ 総会 3月17日(日) 定例会 毎月第一木曜日 談話会 毎月第三木曜日	4ヶ所の危険交差点で活動 幡豆町へ 落語家3名を招いた寄席 旭の家にて 若狭国一宮へ いきいき健康フェアで優勝 三好公園総合体育館にて 9月20日(水) 道路、側溝のゴミを拾いながら、旭の家へ 11月15日(水) カネヨシプレイスにて 夏祭り・スタンプラリー・文化祭・ポッチャ大会など	いきいきクラブ 延べ50名 30名 50名 30名 選手5名 29名 34名 延べ70名
	フラワーポット 土起こし・花植え 7/8(土)、9/9(土)、 11/11(土)	・花ポット14か所に年3回 花の植え替えを行い、適時に水やり、 雑草抜き、害虫の駆除などを実施 ・集会所花壇の管理	花植え愛好会 花づくり推進員 3名 花苗委員 16名
	募金活動等  春 4月～6月	・募金結果  日本赤十字社募金 99,000円 社会福祉協議会会員募集 85,900円 緑の羽根共同募金 102,236円 赤い羽根共同募金 42,491円	区民全員
	交通安全対策	・交通安全看板を危険箇所に掲出(予定)	役員
	防犯対策	・車両の盗難防止 ・空き巣防止	みよし市、豊田警察署
	新旧合同役員会  2/25(日)	・新役員 第3号議案にて提案	
	行政区総会  3/24(日)	・おかよし交流センターにて第33回目開催	
	区内環境美化活動	・区内ゴミ拾い 月1～2回グループまたは 個人で区内全域のゴミ拾いを実施 ・ゴミ、たばこの吸い殻などのポイ捨て、 指定時間外のゴミ投棄が多いなどマナー違反がある。 マナー違反に気づいた場合は指導する。 ・側溝や街路樹も近隣の協力を得て清掃 ・犬のフンの後片付け、マナー看板設置 ・ごみ集積場のカラスと猫対策	環境美化委員3名  役員、市担当者  環境美化委員 環境設備委員 ボランティア

## 第2号議案 令和5年度決算報告（2/1時点）

▼ 収入の部

予算項目	予算		2/1時点		3月末見込み		内訳項目
	小計	内訳	小計	内訳	小計	内訳	
前年度繰越金	562,709		562,709		562,709		
区費	6,020,000	4,380,000 1,500,000 140,000	5,792,362	4,305,500 1,346,862 140,000	5,919,228	4,305,500 1,473,728 140,000	持家住宅 賃貸住宅 事業所
行政区一括交付金	3,140,700		3,140,700		3,140,700		行政区運営事業 地域ふるさと振興事業 印刷物配付事業（ふるさとネットワーク事業補助金含む） 地区敬老会事業 地区安全なまちづくり推進事業 地区環境美化推進事業
補助金	823,750	750,000 35,200 38,550	763,000	763,000 0 0	800,876	763,000 0 37,876	行政区事務員設置事業補助金 地区生涯学習講座補助金 地域文化活動推進事業補助金
雑収入	121,000	100,000 18,000 3,000	51,996	34,776 12,285 4,935	56,843	38,509 12,285 6,049	集会所/旭の家使用料、コピー代、駐車場賃貸料等 募金手数料（日本赤十字社・社会福祉協議会） 公衆電話委託手数料等
合計	10,668,159		10,310,767		10,480,356		

単位：円

▼ 支出の部

予算項目	予算		2/1時点		3月末見込み		内訳項目	
	小計	内訳	小計	内訳	小計	内訳		
行事費	2,330,000	1,200,000 220,000 500,000 50,000 80,000 150,000 50,000 80,000	2,167,596	1,201,406 208,223 427,223 11,260 73,129 96,942 75,000 74,413	2,170,924	1,201,406 208,223 427,223 11,260 73,129 96,942 78,328 74,413	区民夏祭り いいじゃんまつり 敬老祝賀事業 市民スポーツ祭 ソフトボール大会 文化祭 ポッチャ親善大会 予備費	夏祭り収支差引支出 記念品贈呈 行政区Tシャツ、ラジオ体操、
助成金	680,000	180,000 0 170,000 90,000 100,000 50,000 40,000 10,000 20,000 10,000 10,000	680,000	180,000 80,000 170,000 90,000 100,000 0 40,000 0 10,000 10,000 0	690,000	180,000 80,000 170,000 90,000 100,000 0 40,000 10,000 10,000 10,000 0	いきいきクラブ 花植え愛好会 子育てクラブ 子ども会 ジュニアクラブ育成会 生涯学習地区推進委員 児童厚生員 消防福谷分団 福谷八柱社 棒の手保存会 予備費	開催中止 火災時支援、催事等見回り団協力金 秋祭礼協賛費
行政区運営費	3,246,000	1,406,000 1,500,000 110,000 230,000	2,094,016	609,000 1,255,016 0 230,000	3,180,989	1,384,000 1,546,989 20,000 230,000	役員手当等 事務員手当等 生活環境整備費 三好丘コミュニティー分担金等	区長、区長代理、会計、組長、班長、監事 事務員手当+労災保険、児童厚生員 環境設備委員 スタンプラリー、防災訓練、駅前イミ

単位：円





# 監査報告書


令和6年2月16日


三好丘旭行政区

区長 宮嶋 總三郎 様

令和5年度に実施した事業報告書、並びに、収入支出決算報告書に基づき、事業の執行、及び、決算内容について、会計帳簿、収支証拠書類を監査したところ、正確適正であることを認めます。

会計監査

山口 治人 

阿部 清隆 

## 第3号議案 規約の改正

### (改正の主旨)

- 1 **3-1組(URプロムナード)の総班長の新設** (第8条第1項)

旭行政区の中で、**URプロムナード住宅は7棟からなる最も大規模な賃貸住宅**であるが、自治会も組織されておらず、区費の一括徴収の制度もない。

さらに、住宅の居住者の旭区民としての意識が希薄なため、毎年度、**組長の選出が困難**を極めている。そこで当分の間、3-1組は組長を置かず**班長の中から「総班長」を選任**することとする。

総班長は、**広報や行政区からの文書等を班長に届ける**など、**行政区と班長との間をつなぐ職務**を担当する。

その詳細は、運営細則第1条に定める。
- 2 **役員の定員の変更**(第9条第1項)
  - ① **区長代理を3名以下**とする。

区長代理の定員を1名から3名と幅を持たせることにより、**優れた人材を逃さず登用できる受け皿**を用意するとともに、区長以下五役の体制によっては1名とするなど、年度ごとに弾力的な人事運営をすることができる。

また、区長代理のうち1名を**区長候補の区長代理**とし、**円滑かつ継続的な行政区の運営**を行っていきたい。
  - ② **顧問を若干名**にする。(第9条第1項)

年度ごとの行政区の体制により、必要に応じ**顧問を分野別に置くように**することにより、行政区の運営を質的に高めるとともに、蓄積する課題の解決を進めることができる。
- 3 **長寿祝の新設** (第11条第1項第一号、運営細則第5条)

区民が次の年齢を迎えた年に祝意を表す。

<b>白寿(満99歳)</b>	<b>8,000円</b> の商品券等
<b>米寿(満88歳)</b>	<b>5,000円</b> の商品券等
- 4 **出産祝の新設** (第11条第1項第一号、運営細則第6条)

区民が**出産し、行政区に出生の異動届**を提出した場合に祝意を表す。

**出産祝 一子につき 5,000円**の商品券等

- 5 新たに「**コミュニティ部**」を設ける。(第13条第1項、運営細則第7条)  
「**三好丘地区コミュニティ事業**」の**担当メンバーを固定**し、三好丘行政区との次の3行事の協働を円滑に行うために、コミュニティ部を新たに設ける。  
三好丘地区コミュニティの3行事  
① **防災訓練** ②**スタンプラリー** ③**三好ヶ丘駅前イルミネーション**
- 6 区費の区分をわかりやすくするため、**住宅の形態**によるものに改める。(第18条第2項および第3項)  
**戸建ての世帯(賃借世帯を含む。)** 月額 500円  
**集合住宅** 月額 250円
- 7 **年度途中の転出世帯**の区費徴収条文の明確化(第18条第5項)  
年度途中の転出の場合の**区費の月割計算方法および還付**について、わかりやすい条文に改める。
- 8 **世帯主の年齢による区費の減免制度を廃止**する。  
(第18条第2項ならびに第19条第1項および第3項)  
高齢化社会を迎える中で**行政区の財源を安定**させるとともに、行政区への**世帯主の届け出の仕方**により区費の額に差が生じる不公平をなくすために、年齢による区費の減免制度を見直す。  
また、**生活困窮世帯の救済策**として、区民から**区費減免の申し出**がある場合に**区長が事情を聴取**し特に認める場合に**区費を減免**する制度を新たに設ける。
- 9 **決算議案の仮締め日の変更**(第20条第1項)  
従来は、決算の仮締め日を2月15日にしていたが、月半ばの仮締めは中途半端なうえに、決算議案の精査と会計監査の日程の調整が難しい。  
そこで、仮締めを2月1日とキリの良い日に改め、決算議案の作成を行うこととしたい。

# 1 「規約改正案 新旧対照表」

現行条文	改正条文																								
<p>(組長および班長)</p> <p>第8条 組に組長を置くほか、各組の状況に応じて、班長を置く。</p> <p>第3章 役員 (役員)</p> <p>第9条 行政区に次の各号の役員を置く。</p> <table border="0" data-bbox="351 918 742 1198"> <tr><td>一 区長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>二 区長代理</td><td>2名</td></tr> <tr><td>三 会計</td><td>1名</td></tr> <tr><td>四 組長</td><td>各組1名</td></tr> <tr><td>五 顧問</td><td>1名</td></tr> <tr><td>六 監事</td><td>2名</td></tr> </table> <p>(役員の職務)</p> <p>第11条 役員の主な職務は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 区長</p>	一 区長	1名	二 区長代理	2名	三 会計	1名	四 組長	各組1名	五 顧問	1名	六 監事	2名	<p>(組長および班長)</p> <p>第8条 組に組長を置くほか、各組の状況に応じて、班長を置く。 <u>ただし、3-1組は当分の間、組長に代え総班長を置くこととし、その職務内容等は、運営細則第1条に定める。</u></p> <p>第3章 役員 (役員)</p> <p>第9条 行政区に次の各号の役員を置く。</p> <table border="0" data-bbox="933 918 1476 1243"> <tr><td>一 区長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>二 区長代理</td><td><u>3名以下</u></td></tr> <tr><td>三 会計</td><td>1名</td></tr> <tr><td>四 組長</td><td>各組1名<u>(ただし、3-1組を除く。)</u></td></tr> <tr><td>五 顧問</td><td><u>若干名</u></td></tr> <tr><td>六 監事</td><td>2名</td></tr> </table> <p>(役員の職務)</p> <p>第11条 役員の主な職務は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 区長</p> <p>(☆新設)</p> <p><u>才 区民が運営細則第5条に規定する年齢を迎えた場合は、長寿の祝意を表すものとする。</u></p> <p>(☆新設)</p> <p><u>力 区民が出生し、行政区に出生の異動届を提出した場合には、運営細則第6条に規定するとおり、祝意を表すものとする。</u></p>	一 区長	1名	二 区長代理	<u>3名以下</u>	三 会計	1名	四 組長	各組1名 <u>(ただし、3-1組を除く。)</u>	五 顧問	<u>若干名</u>	六 監事	2名
一 区長	1名																								
二 区長代理	2名																								
三 会計	1名																								
四 組長	各組1名																								
五 顧問	1名																								
六 監事	2名																								
一 区長	1名																								
二 区長代理	<u>3名以下</u>																								
三 会計	1名																								
四 組長	各組1名 <u>(ただし、3-1組を除く。)</u>																								
五 顧問	<u>若干名</u>																								
六 監事	2名																								

(部の設置)

第13条 区長は、第6条の事業を実施するため、次の各号の部を置くことができる。

## 第5章 財 務

(区 費)

### 第18条

2 持家世帯（分譲マンション居住の世帯および持家を借りている世帯等も含む。）の区費は、1世帯あたり月額500円とする。

ただし、当該年度の4月1に世帯主が満75歳以上の世帯は、月額250円とする。

3 アパートなど賃貸集合住宅世帯の区費は、1世帯あたり月額250円とする。

ただし、学生寮等の単身者専用住宅の居住者の区費は、1戸あたり月額100円とする。

(部の設置)

第13条 区長は、次の各号の部を設置し各組長を任命することにより、運営細則第7条に定める各行事の企画運営を担当させるものとする。

ただし、行政区の事業運営上必要がある場合は、区長は役員会の決議を経て、各部の統合改廃を行うことができる。

- (☆新設) 一 コミュニティ部  
二 防犯・交通・環境部  
三 文化部  
四 レク部  
五 体育  
六 広報部

(※各部の担当職務は運営細則第7条に明記する。)

## 第5章 財 務

(区 費)

### 第18条

2 戸建てに居住する世帯（戸建てを借りている世帯等も含む。）の区費は、1世帯あたり月額500円とする。

(★第2項のただし書きを削除)

3 集合住宅に居住する世帯の区費は、1世帯あたり月額250円とする。

ただし、学生寮等の単身者専用住宅の居住者の区費は、1戸あたり月額100円とする。

5 年度途中の転入世帯については、転入した翌月から区費を徴収する。

(区費の免除)

第19条 持家および賃貸世帯のいずれの場合でも、当該年度の4月1日に世帯主が満85歳以上の世帯は、区費を免除することができる。

2 世帯主および同居する世帯員全員が、やむを得ない事由により3か月以上にわたり住居を不在にする場合は、その間の区費を免除することができる。

(会計年度並びに予算および決算)

第20条 行政区の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとし、その予算および決算については、各会計年度ごとに総会の承認を受けなければならない。

ただし、当該年度の決算については、原則として2月15日を目途に収支の仮締めを行うため、3月分を収支見込み額として計上した決算見込み額の議案で総会に提出するものとする。

5 年度途中の転入世帯は、転入した翌月から区費を徴収する。

また、年度途中の転出世帯は、転出した翌月から区費を徴収しない。

前もって区費を納入されている場合は、転出世帯からの申し出により、転出の翌月分からの区費を還付することができる。

(区費の免除)

第19条 (★第1項を削除)

世帯主および同居する世帯員全員が、やむを得ない事由により3か月以上にわたり住居を不在にする場合は、その間の区費を免除することができる。

(☆新設) 2 区民からの申し出により、区長が事情を聴取し特に認める場合に、区費を減免することができる。

(会計年度ならびに予算および決算)

第20条 行政区の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとし、その予算および決算については、各会計年度ごとに総会の承認を受けなければならない。

ただし、当該年度の決算については、2月1日を目途に収支の仮締めを行うとともに、3月末までの収支見込み額を計上した決算見込み額の議案を総会に提出するものとする。

附 則（☆新設）

(16) 一部改正（第8条第1項に当分の間、総班長を新たに設け、その職務内容等を運営細則第1条に定める。第9条第1項第二号の区長代理を3名以内とし、第五号の顧問を若干名に改める。第11条第1項第一号に才および力を新たに設け、長寿および出産の場合に祝意を表す。第13条第1項の第一号から第五号を一号ずつ繰り下げ、新たに第一号コミュニティ部を設ける。また、同項の第一号から第六号の各部の担当行事を運営細則第6条に定める。第18条第2項を改め、ただし書きを削除する。また、同条第3項および第5項を改める。第19条第1項を削除し、第2項を繰り上げ第1項とし、第2項を新たに設ける。第20条第1項を改める。）のうえ、令和6年4月1日から施行する。

## 2 報告事項

### 「三好丘旭行政区 運営細則」の改正

#### （改正の主旨）

規約第8条第1項の総班長の新設、第11条第1項の「長寿祝」および「出産祝」の新設にあたり、その具体的な内容を本細則で定めるものとする。

#### 「運営細則改正 新旧対照表」

現行条文	改正条文
	(総班長) ☆新設 第1条 規約第8条第1項の特例として、3-1組(URプロムナード三好丘住宅)は当分の間、組長に代え、総班長を置く。 <u>2 総班長は、集会所から広報および</u>



各種回覧の文書や資材等を受け取り、各班長に届ける。

また、区長の指示により集会所と各班長の間連絡を行う。

3 総班長の手当は、年額 10,000 円とする。

(長寿祝)

第 5 条 規約第 1 1 条第 1 項第一号オの規定により、区民が次の年齢に達する年度に長寿の祝意を表すものとする。

満 99 歳 (白寿) 8,000 円

の商品券等を贈呈

満 88 歳 (米寿) 5,000 円

の商品券等を贈呈

(出産祝)

第 6 条 規約第 1 1 条第 1 項第一号カの規定により、区民が出産し、行政区に出生の異動届を提出した場合には、出産の祝意を表すものとする。

一子につき 5,000 円

の商品券等を贈呈

附 則 (☆新設)

(16) 一部改正 (第 4 条を第 6 条に繰り下げ、その前に第 4 条長寿祝および第 5 条出産祝の条文を新たに設ける。) のうえ、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 第4号議案 令和6年度役員(案)

三好丘旭行政区規約の第8条および第9条により提案します。

新役員・組長	氏名	担当部名
区長	宮嶋 總三郎	
区長代理	谷澤 伸治	
区長代理	阿部 清隆	
区長代理	伊藤 博之	
会計	石丸 明	
1-1組長	深谷 和夫	体育部
1-2組長	来川 眞治	レク部
1-3組長	大槻 祐也	(部長) 防犯・交通安全・環境美化
1-4組長	小谷 明	コミュニティ部
2-1組長	蜂須賀 真理	(部長) 文化部
2-2組長	鈴木 麻美	文化部
2-3組長	三宅 紀子	コミュニティ部
3-2組長	齊藤 善生	広報部
3-3組長	大月 浩靖	(部長) コミュニティ部
4-1組長	鈴木 康之	(部長) レク部
4-2組長	西野 満	コミュニティ部
4-3組長	加藤 靖幸	レク部
4-4組長	向井 一也	(部長) 体育部
5-1組長	安木 剛	(部長) 広報部
5-2組長	稲垣 のぶよ	文化部
5-3組長	石崎 敬久	防犯・交通安全・環境美化
監事	市村 典弘	
監事	森月 幸代	
顧問	谷田 修	

# 第5号議案 令和6年度事業計画（案）

以下の事業計画を提案いたします。

月	事業内容	日程	市関連他
4月	春の交通安全運動(立哨)	6日(土)～15日(月) 内7日間	
	社会福祉協議会会員募集	4月～5月	保育園入園式 3日 小学校入学式 4日 中学校入学式 5日
	日本赤十字社活動資金募集	4月～5月	
	花苗配布	4月下旬～6月中旬	
5月	旭行政区環境美化の日(ゴミゼロ)	12日(日)	
6月	地域対抗ソフトボール大会	8日(土)・15日(土)	安全な町づくり推進大会 8日 環境美化推進大会 8日
7月	夏の交通安全運動(立哨)	11日(木)～20日(土) 内7日間	
	旭行政区夏祭り	20日(土)予定	予備日21日(日)
8月	三好いいじゃんまつり	17日(土)	
	子どもレクリエーション大会	未定	
9月	コミュニティ防災訓練	上旬	
	秋の交通安全運動(立哨)	21日(土)～30日(月) 内7日間	
10月	みよしスポーツ祭	13日(日)	
	旭行政区文化祭	26日(土)～27日(日)	丘中文化祭 17日
	赤い羽根共同募金運動	10月～3月	
11月	市内一斉環境美化の日(ゴミゼロ)	10日(日)	
	三好丘地区コミュニティスタンプラリー	10日(日)予定	
12月	年末の交通安全運動(立哨)	1日(日)～10日(火) 内6日間	年末夜警 ・女性消防団パトロール 下旬
	年末特別警戒出発式	中旬	
	三好ヶ丘駅前イルミ	中旬	
1月	新春みよし市マラソン・駅伝大会	26日(日)	20歳の集い 12日
2月	旭行政区区民ポッチャ大会	9日(日)予定	生涯学習(芸能発表)22日
	新旧合同役員会	23日(日)	
3月	春季全国火災予防運動	1日(日)～7日(金)	保育園卒園式 25日 小学校卒業式 19日 中学校卒業式 7日
	旭行政区総会	23日(日)	

毎週	青色灯車自主防犯パトロール(土曜日)
毎月1回	市広報誌各戸に配付(月の初め)
毎月1回	五役会(第3金曜日) 役員会(第4日曜日)
毎月1回	旭だより発行(月の初め)
随時	市、旭行政区の各種連絡・報告など回覧(必要な場合は各戸に配付)

# 第6号議案 令和6年度予算(案)

## ▼ 収入の部

予算項目	小計	内訳	内訳項目
前年度繰越金	657,911		
区費	6,170,000	4,380,000 1,650,000 140,000	一戸建て住宅 730件×6,000円=4,380,000円 集合住宅 220件×3,000円=660,000円(組長集金分) 290件×3,000円=870,000円(法人集金分) 100件×1,200円=120,000円(法人集金分 単身者) 事業所 11ヶ所
行政区一括交付金	3,156,300		行政区運営事業 地域ふるさと振興事業 印刷物配付事業(ふるさとネットワーク事業含む) 地区敬老会事業 地区安全なまちづくり推進事業 地区環境美化推進事業
補助金	873,750	800,000 73,750	行政区事務員設置事業補助金 地域文化活動推進事業・生涯学習推進事業補助金
雑収入	121,000	100,000 18,000 3,000	集会所/旭の家使用料、コピー代、駐車場賃貸料など 募金手数料(日本赤十字社・社会福祉協議会) その他(公衆電話委託料等)
合計	10,978,961		

## ▼ 支出の部

予算項目	小計	内訳	内訳項目	備考
行事費	2,200,000	1,100,000 270,000 450,000 50,000 50,000 100,000 100,000 80,000	夏祭り差引支出 いいじゃんまつり 敬老祝賀会 市民スポーツ祭 ソフトボール大会 文化祭 ポッチャ親善大会 共通経費	チケット売上代、協賛金の収入と夏祭り支出との差額       行政区Tシャツ代、ラジオ体操等
助成金	670,000	200,000 80,000 170,000 90,000 0 50,000 40,000 10,000 20,000 10,000	いきいきクラブ 花植え愛好会 子育てクラブ 子ども会 ジュニアクラブ育成会 生涯学習講座 児童厚生 消防福谷分団 福谷八柱社 棒の手保存会	社会奉仕の増に伴い2万円の増       火災時支援、催事等の見回り団協力金 春、秋の祭礼協賛費

予算項目	小計	内訳	内訳項目	備考
行政区運営費	3,356,000	1,506,000 1,600,000 20,000 230,000	役員手当等 事務員手当等 生活環境整備費 三好丘コミュニティー 分担金等	区長、区長代理、会計、組長、班長、顧問、監事 事務員手当+労災保険等、児童厚生員 環境美化推進員 コミュニティー活動費（スタンプラリー、防災訓練、駅前イベント）
会議費	251,000	110,000 10,000 26,000 69,000 36,000	役員打合せ会費 区長研修会費 定例役員会費 四役会費 その他会議費	年末打合せ会、新旧引継ぎ会、各部打合せ会議等 区長協議会・研修会費等 定例役員会費（年12回） 四役会費（年12回） いきいきクラブ、ジュニアクラブ、子ども会、健全育成会、 防犯防災会等各部との会議等
事務用品費	1,605,000	35,000 900,000 470,000 200,000	文房具/広報部写真代 コピー機維持管理費 広報費、印刷費 事務用品費	ファイル、ボックス 印刷機リース代、保守点検料、PCリース料金 ホームページ制作費、用紙代等、インク代 トイレトーパー、洗剤、消毒液等
交通防災費	595,000	320,000 110,000 30,000 30,000 105,000	防犯灯電気代 防災対策費・防犯カメラ 交通安全対策費 パトロール隊実施費 委託費	防犯灯電気代 自主防災会、防犯カメラ電気代・更新費用等 看板・ノボリ・コーン等設置費 自主防犯パトロール飲み物、青パト燃料費等 防犯カメラ点検委託費
集会所維持費	1,350,000	140,000 65,000 360,000 450,000 120,000 125,000 30,000 60,000	地域環境美化費 備品購入費 水道光熱費 通信費 駐車場賃貸費 施設管理費 修繕費 慶弔費	ごみゼロ、花づくり、ごみ集積所賃貸料 消耗品以外の器機・資材等 郵便、電話、インターネット・TV等 セコム警備費、消火施設点検 日常簡易な修繕 長寿祝金、出産祝金
集会所臨時経費	150,000	50,000 100,000	集会所修繕費等 設備費	植栽管理費、車両賃借料等
旭の家維持費	295,000	150,000 15,000 130,000	旭の家修繕費 旭の家備品購入費 水道光熱費	
予備費	100,000			
大型修繕費等	0			
次年度繰越金	406,961			
合計	10,978,961			

▼ 特別勘定の部

予算項目	前年度繰越金	5年度予算			内訳項目
		収入	支出	差引残高	
大型修繕等積立金	2,590,258	29	0	2,590,287	【収入】利息(29円) 繰入(0円)

単位：円

# みよし市民憲章

わたしたちは、恵まれた自然と郷土を愛し、自らの手で  
ここをいっそう生きがいのある住みよいまちにするために、  
この憲章を定めます。

1. あふれるばかりの緑と花を育て 川をきれいにし  
うるおいのある美しいまちにしましょう

1. しあわせな家庭をつくり スポーツに親しみ  
青少年の伸びるまちにしましょう

1. 教養をたかめ 知性をみがき かおり高い  
文化のまちにしましょう

1. 誇りと創意をもって仕事に励み 調和のとれた  
豊かなまちにしましょう

1. 進んできまりを守り 互いに信じあえる  
明るいまちにしましょう

(昭和50年3月17日制定)